

< 声明文 >

2012 年 4 月 17 日

西野 友章

西野 光美

私たち遺族は、自然体験学習を企画した豊橋市と、その施設の設置者の静岡県、および訓練を実施した小学館集英社プロダクションに損害賠償を求め提訴します。

私たち遺族は、3 月 16 日に、豊橋市長に民事上の安全配慮違反および国家賠償法上の責任が市にあるとして、文書での謝罪を求めました。しかし、4 月 13 日に頂いた回答書には、謝罪の言葉がありませんでした。

事故以来、私たち遺族は、学校教育の中で、なんの落ち度もない娘が命を落としてしまったことに強い怒りを覚え、学校の責任を問うてきました。

しかし、市や市教委からは、静岡県の施設で起こった事故だと、頑としてその責任を認めようとせず、明確な謝罪は得られないままです。

今回改めて、過去の民事事例から学校の設置者の豊橋市に対して、民事上の責任があると訴えましたが、やはり謝罪は頂けませんでした。

親から子どもを預かっている市は、その責任を感じないと、また事故が繰り返されます。

豊橋市の認識を改めさせるには、もはや司法の場で、裁判の過程やその結果から改めさせる以外にないと考え、当初から責任と謝罪の姿勢を見せ、再発防止に取り組んでいる静岡側を含めることは、本意ではありませんが、豊橋市の責任を明確にするために、3 者に対して、民事訴訟を決断いたしました。

以上